

## IV 試験と単位認定

### 1. 試験

履修科目の単位認定は、試験（筆記試験、レポート、実技等）によって行われます。試験については、このほかに「試験規程（12ページ）」「受験心得（13ページ）」を必ず読んでおいてください。

#### (1) 定期試験

前期、後期にそれぞれ全学的に一定の試験期間（学年暦を参照してください。）を設けて行う試験です。

試験実施科目、時間割については、原則として10日前に掲示をします。この期間に試験を実施しない科目もありますが、その科目については各授業の中で、直接教員が指示をします。

#### (2) 追試験

病気等の理由で定期試験を受験できなかった学生に対する試験です。この扱いは、レポート等の提出物を締切日までに提出しなかった場合も含まれます。試験を欠席した学生は授業の欠席と同様の手続をとってください。

追試験は追試験手続（追試験受験許可と1科目につき1,000円を納入）を経て受験することになり、成績評価も100点満点で採点した得点の80%で評価をします。

就職試験、忌引、災害、感染症法に基づく感染症等の理由により、やむをえず定期試験を受験できなかった学生は、通常どおり評価を行い、受験料を免除します。

ただし、手続は必要になりますので、注意してください。

#### (3) 再試験

当該学期の定期試験に不合格となったものに対して行う試験です。再試験は再試験手続（再試験受験許可と1科目につき1,000円を納入）を経て受験することになります。成績評価は合格（可－60点）、か不合格（不可－59点以下）となります。

ただし、再試験はすべての授業科目で必ず実施されるものではありません。各授業において担当教員から、再試験の有無について連絡や説明がありますので注意をしてください。

#### (4) レポート

すでに述べたように、試験の一つの方法として、レポート（研究論文、報告書等）により単位認定を行う科目があります。試験の一種ですから、次のことを厳守してください。

(a) レポートは指定期限内に、指定されたところに提出をしてください。提出をしなかった場合は、試験欠席と同様に扱いますので、追試験の手続を取るようになります。

(b) レポート用紙等は、指定されたものを使用してください。

(c) レポートの表紙には、科目名・テーマ・担当教員名・学年・学籍番号・氏名を記入してください。

#### (5) 試験規程

第1条 試験は定期試験、臨時試験および追・再試験に分ける。

第2条 定期試験は、原則として通年の科目については学年末、前期または後期で修了する科目については各々の学期末に行う試験をいう。

第3条 臨時試験は、多期間にわたり内容が連続する科目において、最終期以外の定期試験期間中に行う試験および各科目ごとに必要に応じて担当教員が行う試験をいう。

第4条 追試験は、病気その他の事由により定期試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。

第5条 再試験は、その期の定期試験に不合格となった者に対して行う試験をいう。

第6条 試験の方法は筆記試験、口述試験、報告書（レポート）、論文、実技等による。

第7条 次の各項の一に該当する場合、受験しても単位は不認定となる。

- (1) 履修登録のされていない科目
- (2) 学生証不携帯（教務学生課より発行されている受験承認書を携帯している場合を除く。）
- (3) 各期の定期試験以前にその期の学費が未納（学費延納が承認されている場合を除く。）
- (4) 欠席時数が実授業時数の3分の1以上
- (5) 本学より出校停止の指示を受けている期間中
- (6) 受験を停止されている期間中

第8条 試験に不正行為があった場合、その科目の単位を無効とし、停学処分とする。

第9条 追試験、再試験該当者は、1科目につき1,000円を納入して受験することができる。但し成績は追試験については100点満点で採点した得点数の80%で評定し、再試験については合格（可-60点）、不合格（不可-59点以下）とする。

第10条 就職試験、忌引、災害、火事の事故等により、やむを得ず定期試験を受けられなかった者は、前条の規定にかかわらず、追試験を受験することができる。試験得点は100点満点で採点した得点で評定し、受験料は免除する。ただし、この場合事情を証明する書類を教務学生課に提出しなければならない。

第11条 交通ストおよび災害時の取り扱いは、学生便覧「Ⅲ授業」3. 休講・補講の(2)及び(3)に準ずる。

第12条 その他必要事項は、教授会の議を経て学長が定める。

#### 附 則

1. この規程は昭和58年4月1日から施行する。
2. この規程は平成元年4月1日から施行する。

### (6) 受験心得

#### I 筆記試験

1. 受験中はつねに学生証または受験承認書を机の右上に提示しなければならない。
2. 試験場には定刻5分前までに入室しなければならない。
3. 遅刻者の入室は認めない。ただし、試験開始後25分以内の遅刻者は、試験監督者の許可を得て受験することができる。
4. 試験開始後30分経過するまでは、退室を認めない。
5. 答案は、かならず学籍番号、氏名等必要事項を記入して提出する。
6. 答案用紙を提出しなかった者は、その科目を放棄したものとみなす。
7. 自分の机および周囲には、筆記用具以外のものを置いてはならない。

#### II 報告書（レポート）等

1. 指定期限内に、指定されたところに提出しなければならない。提出しなかった場合は、試験欠席と同様に扱う（追試験となる）。
2. 用紙は担当教員の指示したものをを用いる。

3. 表紙に、科目名・担当教員氏名・題名・科・学籍番号・氏名を明記し、とじて提出する。

## 2. 成績評価と単位認定

### (1) 成績評価

成績評価は、試験得点や受講態度における得点の総合点を100点満点として行います。各授業科目の成績評価の基準や方法は、シラバスに詳細に書かれているので、各自が履修している科目については十分に確認してください。

なお、評価、評語はつぎのとおりです。

評 語		配 点	1単位当たりのグレードポイント	合 否
秀	S	100点～90点	4	合格
優	A	89点～80点	3	合格
良	B	79点～70点	2	合格
可	C	69点～60点	1	合格
不可	F	59点～0点	0	不合格
放棄	/	—	—	—

※技能審査の合格等により単位認定を受けた授業科目の評語は「優」または「A」とします。

※「放棄」とは、学年暦の定める日までに、履修取り辞めを申し出た科目に対し使用する評語です。

**【重要】**履修登録を行ったまま「放棄」の手続を行わずに授業に出席しなかった場合は、当該科目は「不可」となります。この場合、GPAに大きな影響がでます。奨学生の選考や継続等にも大きな影響が出ますので、必ず手続きを行うようにしてください。「放棄」手続きを行った科目については、授業への出席は必要ありません。

### (2) 単位認定

評語が不可（またはF）以外の科目については、当該授業科目所定の単位を修得したものと認定します。単位認定は、前期終了科目については前期に、後期終了科目および通年科目については学年末に行います。不可（またはF）は不合格となり、単位認定は行われません。不合格科目の単位を修得するためには、次の学年で再履修をしなければなりません。

なお、40ページ記載のとおり、技能審査の合格等についても申請のうえ、単位認定が行われます。

### (3) GPA

本学では、学業成績をはかる基準として、(1)の「秀」・「優」・「良」・「可」・「不可」の成績評価に加え、GPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度を採用しています。

GPA制度は科目ごとの成績に単位数を加味した加重平均で全体の成績を表わそうとするものです。成績評価をより明確にし、個々の学生の学習指導に役立てることを目的にしています。また、GPAは学長賞の表彰や学内における各種奨学生の選考の際の資料とします。

### ①成績評価と科目G P

各登録科目の成績評価を「4」、「3」、「2」、「1」、「0」に換算し、②によって計算をします。成績ごとのグレードポイントは（1）の成績評価表の右側に記載しています。

### ②G P Aの計算方法

G P Aは、学期ごとのG P A（以下「学期G P A」）と入学時から当該期までのG P A（以下「通算G P A」）の二種類とします。

学期G P A及び通算G P Aの計算は、次に定めるところによるものとし、計算値は、少数点第3位以下を四捨五入して表記します。

（ア）学期G P A

$$\frac{\text{当該期に評価を受けた科目のG P} \times \text{その科目の単位数}}{\text{当該期の総履修登録単位数}}$$

（イ）通算G P A

$$\frac{\text{各学期に評価を受けた科目のG P} \times \text{その科目の単位数}}{\text{総履修登録単位数}}$$

### ③G P Aと学習指導

G P Aによる学習指導は以下の通り行います。

各学科及びゼミ担任等は、G P Aに基づく学生の学修指導の計画を策定し、学生の指導を行っていきます。

	対 応 内 容
1年次前期G P Aが「1」未満の者への対応（（ア）学期G P A）	後期履修登録までにゼミ担任が指導を行う。ゼミ担任に該当する者がいない場合、教務責任者（各学科の教務委員から選出）または副学科長等が指導を行うこととする。
年間のG P Aが「1」未満の者への対応（（イ）通算G P A）	保証人同席の上、学科長が嚴重注意を行うものとする。

上記指導を含め繰り返し指導を行ったにもかかわらず、2年前期を終了した時点でのG P Aが「1」未満の場合であり、かつ学習態度及び学習意欲が著しく低下している場合、学長は教授会の審議を踏まえた上で、状況に応じ退学勧告等を命じることができる。

### ④G P Aと奨学生選考等

本学独自奨学金制度による奨学生選考にあたってはG P Aを用いることとしています。また日本学生支援機構による給付型奨学金受給者の継続審査の際にもG P Aが用いられます。

※日本学生支援機構の給付型奨学金受給者が、G P Aにおいて所属学科の同一学年内において下位1 / 4以下に該当した場合「警告」を受けることとなります。この「警告」を2回続けて受けると当該奨学金が「廃止」になります。つまり「奨学金（含む授業料減免）」を受けることができなくなります。十分に注意してください。

⑤GPAと表彰

GPAは学長賞や学内における各種奨学生の選考の際の資料とします。

ある授業の履修を取り止めたのにもかかわらず履修変更や履修放棄の手続きを怠った場合、GPAに大きな影響が出ます（GPAが下がる）。このことは奨学金その他にも支障が出てくることから、授業科目の履修を取り止めた場合は所定の期間内に必ず必要な手続きを行ってください。